

金融商品取引法等の一部を改正する法律の一部の施行に伴う 関係政令の整備に関する政令の概要

I 改正対象

以下の 15 本の政令の一部を改正する。

- ① 金融商品取引法施行令（昭和 40 年政令第 321 号）
- ② 中小企業等協同組合法施行令（昭和 33 年政令第 43 号）
- ③ 農業協同組合法施行令（昭和 37 年政令第 271 号）
- ④ 信用金庫法施行令（昭和 43 年政令第 142 号）
- ⑤ 銀行法施行令（昭和 57 年政令第 40 号）
- ⑥ 長期信用銀行法施行令（昭和 57 年政令第 42 号）
- ⑦ 協同組合による金融事業に関する法律施行令（昭和 57 年政令第 44 号）
- ⑧ 労働金庫法施行令（昭和 57 年政令第 46 号）
- ⑨ 水産業協同組合法施行令（平成 5 年政令第 328 号）
- ⑩ 保険業法施行令（平成 7 年政令第 425 号）
- ⑪ 農林中央金庫法施行令（平成 13 年政令第 285 号）
- ⑫ 株式会社商工組合中央金庫法施行令（平成 19 年政令第 367 号）
- ⑬ 資産の流動化に関する法律施行令（平成 12 年政令第 479 号）
- ⑭ 投資信託及び投資法人に関する法律施行令（平成 12 年政令第 480 号）
- ⑮ 金融庁組織令（平成 10 年政令第 392 号）

II 金融商品取引法施行令の一部改正

1. 顧客の利益の保護のための体制整備を義務付ける特定金融商品取引業者等として、有価証券関連業を行う金融商品取引業者（第一種金融商品取引業を行うことにつき法第二十九条の登録を受けた者に限る。）及び登録金融機関を定める（第 15 条の 27）。
2. 顧客の利益の保護のための体制整備に係る親金融機関等及び子金融機関等の範囲（第 15 条の 28）
 - （1）特定金融商品取引業者等と密接な関係を有する者として、親金融機関等については、親会社等及び親会社等の子会社等・関連会社等を、子金融機関等については、子会社等及び関連会社等を定める。
 - （2）金融業を行う者として、株式会社商工組合中央金庫、保険会社、無尽会社等及び外国の法令に準拠して外国において金融商品取引業、銀行業又は保険業を行う者を定める。
3. その他所要の規定の整備を行う。

Ⅲ 銀行法施行令の一部改正（第 13 条の 3 の 2、第 52 条の 21 の 2）

1. 顧客の利益の保護のための体制整備に係る親金融機関等及び子金融機関等の範囲（第 4 条の 2 の 2、第 16 条の 2 の 2）
 - （1）銀行又は銀行持株会社と密接な関係を有する者として、親金融機関等については、当該銀行又は当該銀行持株会社の親法人等及び親法人等の子法人等・関連会社等を、子金融機関等については、当該銀行又は当該銀行持株会社の子法人等、関連法人等及び当該銀行又は当該銀行持株会社の子銀行のために銀行代理業を営む者を定める。
 - （2）金融業を行う者として、長期信用銀行、一定の協同組織金融機関、金銭の貸付け又は金銭の貸借の媒介を業として行う者及び外国の法令に準拠して外国において銀行業、金融商品取引業、又は保険業を行う者を定める。
2. その他所要の規定の整備を行う。

Ⅳ 保険業法施行令の一部改正（第 100 条の 2 の 2、第 271 条の 21 の 2）

1. 顧客の利益の保護のための体制整備に係る親金融機関等及び子金融機関等の範囲（第 13 条の 8、第 28 条の 2、第 37 条の 9）
 - （1）保険会社、外国保険会社等又は保険持株会社と密接な関係を有する者として、親金融機関等については、当該保険会社、当該外国保険会社等又は当該保険持株会社の親法人等及び親法人等の子法人等・関連法人等を、子金融機関等については、当該保険会社、当該外国保険会社等又は当該保険持株会社の子法人等及び関連法人等を定める。
 - （2）金融業を行う者として、外国保険会社等、少額短期保険業者、長期信用銀行、一定の協同組織金融機関、金銭の貸付け又は金銭の貸借の媒介を業として行う者及び外国の法令に準拠して外国において保険業、銀行業又は金融商品取引業を営む者を定める。
2. その他所要の規定の整備を行う。

Ⅴ その他

中小企業等協同組合法施行令、農業協同組合法施行令、信用金庫法施行令、長期信用銀行法施行令、協同組合による金融事業に関する法律施行令、労働金庫法施行令、水産業協同組合法施行令、農林中央金庫法施行令、株式会社商工組合中央金庫法施行令、資産の流動化に関する法律施行令、投資信託及び投資法人に関する法律施行令並びに金融庁組織令について、金融商品取引法等の一部を改正する法律（平成 20 年法律第 65 号）の一部の施行に伴い、所要の規定の整備を行う。